



久山町議会議員 佐伯 勝宣

連絡 精屋郡久山町久原3396 携帯 090-3074-6776

【特集】12/14 不思議な議員辞職勧告決議案が提出 可決

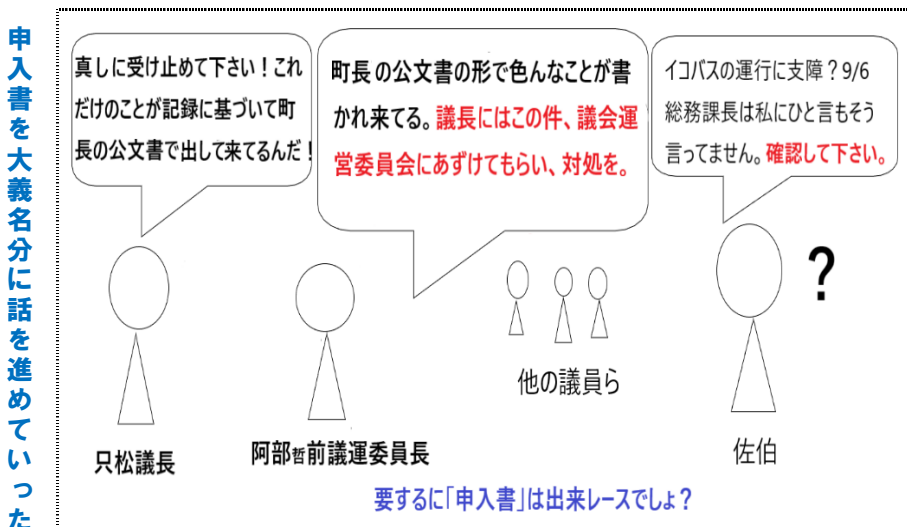
法的強制力はないが...

街頭演説を次回から違う場所ですればいい話だが？

町長が議会に申入書を提出

12/7 全員協議会イメージ図

突然出た決議案 話の飛躍の連続だが



久山町 閉会。7330万円を増額する本年度一般会計補正予算案など13議案を可決。本会議で事実に基づかない質問を行ったほか、道交法で禁止されている役場下駐車場横のコミュニティバスのバス停で、車を止めて街頭演説を行ったこととして佐伯勝宣町議に対する辞職勧告決議案を可決した。勧告に法的拘束力はない。只松秀喜議長は「議会の意思表明を重く受け止めてください」と述べた。

2 佐伯への「勧告決議可決」の記事 2023年12月15日 西日本新聞



- 佐伯への「勧告決議」の経過①～⑥
- ① 目的外使用」一般質問不許可に加え、12/5冒頭、また議長が議場で私の議会報告の一方的批判等「議事進行にない私的個人攻撃」を展開。
 - ② 12/6一般質問の日、登庁する前15分、役場下駐車場そば路側帯にて議会のいびつな状況を街頭演説。
 - ③ 12/7 全員協議会。ここで、突然議題にない町長からの申入書のコピーが皆に配布。私の前日の街頭演説がイコバス運行の支障になった、議会で厳正な対応をとる内容。議長は議運でこの件の対処をすることのこと。
 - ④ 翌8日、私は町長宛に抗議文送付。
 - ⑤ ③の件はその後私に経過報告なし。
 - ⑥ 最終日12/14 議事の終盤、山野久生議運委員長が動議の挙手。私への議員辞職勧告決議案が提出された。理由は12/6街頭演説や個人で発行の議会報告で事実に基づかない記事を書いた旨の「言いがかり」(今議会以外のこと)で、根拠も示されず不可解な理由だが「賛成多数で可決。

決議理由、無理があるのでは

12/14 議会最終日、山野久生議運委員長が突然動議の挙手。私佐伯への議員辞職勧告決議を提出する旨。即日採決され、賛成多数で可決されました。3度目となる勧告決議可決。やめる理由が見当たりにません。私の議員辞職はありません。

決議文には理由の1つに、右ページ下段①の議長が毎回議場で展開する私の議会報告の批判「事実に基づかない記事」等を書いた旨などありますが、まずこれは(1)今議会のことではない議場外の議員個人が出す発行人の話 (2)そう思うなら議長が議場で個人的に私に言う話。論外です。何より「**事実に基づかない根拠が何も私に示されていない**」という、いびつなもの。決議理由には無理があります。

* 決議文は今回割愛。ブログで解説予定。

「申入書」がきつかけ

経緯の詳細 前述②～⑥解説

(右ページ下段の詳細)

② 12/6私は登庁前、役場下駐車場そば路側帯で15分間の街頭演説、議会の深刻な現状を中心に訴えた。9:30より一般質問。トップは私の「目的外使用」の質問不許可という大変な不条理はありましたが、無事に終了。

駐禁場所ならまず、注意かんきが原則 1度も受けてないが？

③ 全員協議会で急きよ議題に

○ 翌7日、議員全員協議会にて予定外の町長の議長宛て申入書コピーが全議員に配布(裏面⑤参照)。私の前日の街頭演説に「イコバス運行会社の新宮タクシーより、イコバスの運行に支障があった旨の苦情があった。議会の厳正な対応を要望する」との町長の要請だとの只松議長の談。

○ これは奇妙です。街頭演説以外の関係ないこと、今議会以外のことまで書き、「寄せ鍋状態」の文書です。その上で「議会でどうかしろ」と。

○ 文書は、(1)役場は佐伯の街頭演説を随時把握している、(2)9/6総務課長が1度佐伯に運行に支障になる旨注意している、との記述が目についた。(2)は明確に違います。しかし、

只松議長 「じんしに受け止めて下さい！これだけのことが記録に基づいて町長の公文書での形で出して来てるんだ！」

阿部哲前議運委員長 「町長から公文書の形で色んなことが書かれて来てる。議会として何らかの意見書を出す必要がある。議長には、この件を議会運営委員会にあずけてもらい、対処すべき。」

と議員2名から強い言葉が返り、私の事実確認の要求は無視し終了。。申入書を大義名分に話が進みました(①図参照)。

後述しますが実際は、乗降客に支障があったのでもなく、警察に切符を切られて問題になったという話でもない。

バス会社の役場への「苦情」は

○ 実態はこうです。12/6私の路側帯での街頭中、8:25着小型ハイエース型のイコバスがスペースが狭く付けづらかった。乗降客はおらず、迷惑はかかっていたいなかったが、ここは道路交通法上、駐停車禁止の区域(私は知らなかった)。営業中ここで駐停車する車をよくみる。街頭演説云々じゃなく、駐停車は禁止の場所だから今後役場も一般車両の駐停車には注意してもらいたい旨、営業所長が役場担当へ9時頃、要望の電話をしたのが事実(▽佐伯、確認)。

○ 私は街頭演説後登庁し、9:30より一般質問。トップは私。この日は昼過ぎまで町執行部と議場で一緒だった。要は、ここで私に口頭で「駐停車」の件を伝えればいい話だったはず。担当課長が「あの場所は駐停車禁止です、街頭演説は今度から別の場所で行って下さい。今朝、イコバスが発着点につけづらかったと電話がありましたよ。」と言えば、自省し次から街頭場所を変えればいいこと。それ以上の話ではないはず。私に伝える時間はたっぷりあったが。

申入書へ嚴重な抗議

④ 申入書へ嚴重な抗議

12/7全協後、私は法律の専門家に相談する機会があり、「申入書」の件も意見を聞きました。結果、町長宛てに申入書への**嚴重な抗議文を送付**しました(翌8日付)。

(裏面へ続く)



きつかけの町長申入書には**嚴重抗議**しているが **なぜ無視、検証せず辞職勧告決議を？**